

# 平成 30 年度 予 算 案 ・ 機 構 定 員 の 概 要

## 目 次

- ・ I 予算案の概要 . . . . . 1
- ・ II 機構定員の概要 . . . . . 4

平成 29 年 12 月

個人情報保護委員会

# I 予算案の概要

<平成 30 年度予算案総括表>

(単位：百万円)

	29 年度 予算額	30 年度 予算案	比較 増減額
個人情報保護委員会 合計	3,159	3,462	303
1. 個人情報の保護と利活用のバ ランスある展開	148	128	△20
2. 信頼されるマイナンバー制度の 推進に向けた監視監督の拡充	1,364	1,279	△85
3. 幅広い層に向けて分かりやすく 発信する広報・啓発	55	91	36
4. 企業や消費者の疑問や懸念にき め細やかに対応する相談窓口 の充実	—	43	43
5. 国際協力の実現・実行	32	164	132
6. 委員会運営に必要な事務費等	1,561	1,758	197

注) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

区 分	平成 29 年度 予 算 額	平成 30 年度 予 算 案	比 較 増 △ 減 額	増△減率
個人情報保護委員会 関 係 予 算	31.6 億円	34.6 億円	3.0 億円	9.6%

平成 30 年度予算額には「新しい日本のための優先課題推進枠」5.4 億円を含む

## 1. 個人情報の保護と利活用のバランスある展開

### ○個人情報等の適正な取扱いの確保に向けた取組 1.3 億円（△0.2 億円）

◇認定個人情報保護団体の自主的な取組の促進、効率的かつ効果的な監督活動への取組 等

ビッグデータの活用など経済成長に資するための個人情報の利活用に配慮しつつ、個人情報等の適正な取扱いを確保するための施策に取り組む。

## 2. 信頼されるマイナンバー制度の推進に向けた監視監督の拡充

### ○特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けた取組 12.8 億円（△0.8 億円）

◇行政機関等への定期検査、地方公共団体等からの定期報告、情報連携に対する監視 等

国民から信頼されるマイナンバー制度を推進するため、行政機関等に対する定期検査、地方公共団体等からの定期報告及び特定個人情報の情報連携に対する監視に効率的かつ効果的に対応するための態勢を強化する。

## 3. 幅広い層に向けて分かりやすく発信する広報・啓発

### ○制度の普及・定着に向けた情報発信 0.9 億円（0.3 億円増）

◇地方公共団体・中小企業向け説明会の開催、消費者の視点に立った「暮らしと個人情報」に係る広報・啓発 等

特定個人情報を含む個人情報の適正な取扱いを確保するため、監督活動等を通じて把握した問題点等について、説明会等を開催するなど、有益な情報発信に積極的に取り組むとともに、国民の幅広い層に向けた個人情報保護に対するリテラシーを高めるための取組を行う。

#### **4. 企業や消費者の疑問や懸念にきめ細やかに対応する相談窓口の充実**

##### **○国民からの問合せ等への対応**

**0.4 億円（新規）**

- ◇ソーシャルリスクモニタリング、相談体制強化に向けた調査研究 等  
広く事業者や国民から寄せられる相談等に、よりきめ細やかに対応するため、相談受付の態勢強化等に取り組む。

#### **5. 国際協力の実現・実行**

##### **○個人情報の円滑な越境移転を可能とするための環境整備 1.6 億円（1.3 億円増）**

- ◇日EU間の越境移転枠組みの構築・維持、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの普及・推進、コミッショナー会議等国际会議への出席 等

個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備に向けて、「未来投資戦略 2017 -society5.0 の実現に向けた改革-」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「戦略的に取り組む」とされたこと、また、「安倍総理及びユンカー欧州委員会委員長による共同宣言」（ブリュッセル、平成 29 年 7 月 6 日）において、2018 年の早い時期を目標に、双方の制度に基づき相互の個人データ移転を可能とするための手続を進めることが再確認されたことなどを踏まえ、EU・英国・米国との対話を深めるとともに、諸外国の関係機関との関係構築等に精力的に取り組む。

#### **6. 委員会運営に必要な事務費等**

##### **○監視・監督体制の強化等**

**17.6 億円（2.0 億円増）**

- ◇情報セキュリティに関するインシデント対応、監視・監督執行業務等に係る体制の強化、相談員の拡充 等

## Ⅱ 機構定員の概要

個人情報保護法改正に伴う国際執行協力の構築に向けた対応を強化するとともに、特定個人情報を含む個人情報の取扱いに係る監視・監督の実効性を更に高めるため、所要の体制整備を実施。

### 1. 機構

参事官 1 名、企画官 2 名の増員

### 2. 定員

12 名の新規増員その他、各府省からの振替により必要な体制整備を実施  
(29 年度末定員 103 名 → 30 年度末定員 119 名)